

1 丁		法務省						本籍	
年	月	日	出生地	現住所	氏名	旧氏名	昭和一七年五月三日	さか い いち ろう	
四〇	九	二五	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	最高裁判所	坂井一郎	出生年月日	行 名	
四一	三	京都大学法学部卒業							
四二	四	司法修習生を命ずる							
四三	四	司法修習生の修習終了							
四四	五	検事二級（福岡地方検察庁検事）に任命する							
四五	六	鹿児島地方検察庁検事に配置換する							
四六	七	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる							
四七	八	横浜地方検察庁検事に配置換する							
四八	九	東京地方検察庁検察官事務取扱を免する							
四九	一〇	前橋地方検察庁検事に配置換する							
五〇	一一	西ドイツへ出張を命ずる							
一	一二								
二三	一三								

2 丁		法務省			年	月	日	事項	法務省名
		五二	三	二五	東京地方検察庁検事に配置換する				
		五三	四	七	法務事務官（法務大臣官房司法法制調査部付）に併任する				
		"	"	一九	法制審議会幹事に併任する				
		五五	三	二五	福岡地方検察庁検事に配置換する				
		"	四		法務事務官（法務大臣官房司法法制調査部付）の併任を解除する				
		"	一		法制審議会幹事の併任を解除する				
		五七	三	二五	東京地方検察庁検事に配置換する				
		六〇	三	二五	仙台地方検察庁検事に配置換する				
		六一			仙台地方検察庁刑事部長を命ずる				
		六二	三	二七	東京地方検察庁検事に配置換する				
		六三			昭和六三年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する				
最高裁判所									坂井一郎

出張期間は昭和五〇年一月一〇日から同年七月一二日までとする

法務省名

坂井一郎

3 丁		法務省		年	月	日	事項	法務省
		平成元	三	二八	東京高等検察庁検事に配置換する			
	六	〃	一一	一〇	東京地方検察庁検事に配置換する			
	四	六	五	四	東京地方検察庁公判部長を命ずる			
	一	一四	五	四	東京地方検察庁公判部長を命ずる			
					最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する			
					東京高等検察庁検事に配置換する			
法	務	省	最	高	裁	判	所	

4 丁		法務省			年	月	日	事項	最高裁判所
	"	平成六	五	三〇	"	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を免ぜる	最高裁判所
	一一一	一二	五	一二	一二	五	五	東京高等検察庁刑事部長を命ぜる	法務省
		"	"	"	"	"	"	東京高等検察庁公安部長を免ぜる	最高裁判所
		一五	九	二〇	二〇	七	三一	法制審議会少年法部会委員に併任する	法務省
		一一二	九	二五	二五	七	三一	最高検察庁検事に配置換する	最高裁判所
		一一三	一〇	二五	二五	七	三一	最高検察庁検事正に配置換する	最高裁判所
		一一四	一	二五	二五	七	三一	法制審議会少年法部会委員の併任を解除する	最高裁判所
		一一五	一	二四	二四	七	三一	那覇地方検察庁検事正に配置換する	最高裁判所
		一一六	一	二四	二四	七	三一	福岡高等検察庁検事に併任する	最高裁判所
		一一七	一	二四	二四	七	三一	福岡高等検察庁那覇支部勤務を命ぜる	最高裁判所
		一一八	一	二四	二四	七	三一	福岡高等検察庁那覇支部長を命ぜる	最高裁判所
		一一九	一	二四	二四	七	三一	福岡高等検察庁検事に配置換する	最高裁判所
		一一一〇	一	二四	二四	七	三一	福岡高等検察庁次席検事を命ぜる	最高裁判所
		一一一一	一	二四	二四	七	三一	法務総合研究所福岡支所長に併任する	最高裁判所
		一一一二	一	二四	二四	七	三一	福岡高等検察庁検事の併任を解除する	最高裁判所
		一一一三	一	二四	二四	七	三一	最高検察庁検事に配置換する	最高裁判所
		一一一四	一	二四	二四	七	三一	法務省矯正局長に充てる	最高裁判所
		一一一五	一	二四	二四	七	三一	法務総合研究所福岡支所長の併任を解除する	最高裁判所

坂井一郎

5 丁		法務省				年 月 日	事 項	坂 井 一 郎	法 務 省
		平成一〇	一一	一二	一三				
"	"	"	"	"	"	九	刑務共済組合運営審議会委員を命ずる		
一一	"	八	六	二	九	第一四二回国会政府委員を命ずる			
一二	"	九	一九	一九	一九	青少年問題審議会幹事に任命する			
一二	"	八	一一	一二	一二	法制審議会少年法部会委員に併任する	内	法務省	内閣
一二	"	九	一二	一二	一二	第一四三回国会政府委員を命ずる	内	法務省	"
一二	"	二九	二九	二九	二九	力ナダへ出張を命ずる	内閣		
						出張期間は平成一〇年一〇月一七日から同月二五日までとする	法務省		
						第一四四回国会政府委員を命ずる	内		
						第一四五回国会政府委員を命ずる	内		
						法務大臣官房審議官（矯正局担当）欠員につき同審議官事務取扱を	内閣		
						命ずる	法務省		
						事務取扱の期間は平成一一年三月三一日までとする	内閣		
						中華人民共和国へ出張を命ずる	法務省		
						出張期間は平成一一年一〇月二三日から同月三〇日までとする	内閣		
						出張命令変更 中華人民共和国へ出張を命ずる	法務省		
						出張期間は平成一一年一〇月二三日から同年一月一日までとする	内閣		
						横浜地方検察庁検事正に配置換する	法務省		

6 丁		法務省		年	月	日	事項	法務省	坂井一郎
		平成一二	二	一			刑務共済組合運営審議会委員を免ずる		
							法制審議会少年法部会委員の併任を解除する		
		一三	五	二二			法制審議会幹事の併任を解除する		
		最高検察庁検事に配置換する							
							法務総合研究所長に充てる		
		簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する							
		司法修習生考試委員会委員を委嘱する							
		中華人民共和国へ出張を命ずる							
		出張の期間は平成一三年九月三日から同月八日までとする							
		出張期間は平成一三年一〇月一〇日から同月一七日までとする							
		ヴィエトナムへ出張を命ずる							
		タイ及びラオスへ出張を命ずる							
		出張期間は平成一四年二月二七日から同年三月八日までとする							
		ウズベキスタンへ出張を命ずる							
		出張期間は平成一四年九月三日から同月一〇日までとする							
		"							